

「未利用口座管理手数料」の新設について

秋田県信用組合（理事長 北林貞男）は、2020年8月1日以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、長期間利用されていない未利用口座を対象とする「未利用口座管理手数料」（以下「本手数料」といいます。）を新設しますのでお知らせいたします。

本手数料は、未利用口座の恒常的な利用を促進し、未利用口座の不正利用による被害を防止するとともに、口座管理に係る最低限のコストをご負担いただくことにより、口座をご利用いただいているお客様へのサービスの維持・向上を目的としております。

お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

適用対象	2020年8月1日以降に新規開設される普通預金口座（総合口座を含みます。）
未利用口座となる口座	<p>最後のお預入れ（当該普通預金の決算利息の組入れを除きます。）または払戻し（本手数料の引落としを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い口座を未利用口座としてお取扱いたします。</p> <p>ただし、次の口座は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残高が10,000円以上の当該口座 ・定期性預金、財形預金、外貨預金、公共債、相続信託等の指定口座 ・ご融資のお取引がある場合の返済指定口座
未利用口座に対する取り扱い	<p>(1) 対象となるお客様には、お届けいただいているご住所に事前に文書にてお知らせさせていただきます。</p> <p>(2) 文書発送後、一定期間（翌々月末まで）を経過してもご利用がない場合、本手数料を引落としさせていただきます。</p> <p>(3) 当該口座の預金残高が本手数料の金額に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として充当させていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p> <p>(4) 一旦お支払いいただいた本手数料は返却いたしません。</p>
未利用口座管理手数料	<p>年間1,200円（消費税別）</p> <p>※ 本手数料は、2020年8月1日以降に開設された口座で、上記記載の条件に該当する未利用口座を対象として管理コストをご負担いただくものであり、日頃のお預入れやお引出し、口座振替等でご利用いただいているお客様の口座が対象になることはありません。</p>

（以 上）